

山梨県市町村職員共済組合貸付規則等の一部改正について

当組合の貸付事業の運営等につきまして、日頃よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当組合の貸付事業の取扱い等につきましては、国から示される地方公務員共済組合の貸付事業の取扱要領及び貸付準則に基づき行っているところではありますが、この度、貸付準則の一部が改正されたことに伴い、当組合貸付規則及び貸付規則実施細則の一部改正を行い規定の整備を図りました。

この改正は10月1日から適用されることとなりますが、当該改正内容の概要につきましては下記のとおりとなりますのでお知らせいたします。

なお、ご不明な点がございましたら共済組合貸付担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

記

1 主な改正内容について

(1) 様式の改正

- ①「貸付申込書」(別紙1のとおり。改正箇所下線。)
 - ②「借入状況等申告書」(別紙2のとおり。改正箇所下線。)
- ※様式の改正後も貸付の申込みの方法はこれまでと変わりません。

(2) 短期組合員に係る貸付の規定

10月以降に資格取得した短期組合員も貸付の申込みをすることができますが、その取扱いについては次のとおりとなります。

- ① 償還期間は借り受けた月の翌月から任用期間が終了する月までの間となります。
- ② 報酬月額及び年収額に対して、上記①の償還期間により算出される毎月の償還額及び年収額の割合が30%を超える場合は貸付ができません。
(他の金融機関からの借入れがある場合は、金融機関への償還額も含めて計算します。)

2 その他

新様式(貸付申込書・借入状況申告書)については、本組合ホームページの「各種請求用紙ダウンロード」にて令和4年11月14日からダウンロードできます。

従前の様式も使用することができますが、お手数でも、今後は新様式により貸付の申込みをしていただきますようお願いいたします。

担当：総務課 貸付担当 保坂・青嶋 TEL：055-232-7311
--

様式第 1 号

貸 付 申 込 書

(共済組合提出用)

貸 付 申 込 の 状 況	所 属 所 名	
	組 合 員 証 記 号 番 号	—
	氏 名	
	現 住 所	
	資 格 取 得 日	年 月 日
	給 料 月 額	円
	貸付申込月の 正規の勤務時間(*)	時間
	貸付申込月の休業 予定(申請)時間(*)	時間
	組 合 員 期 間	年 月
再 任 用 の 任 期 の 終 了 年 月	年 月	

* 「給料月額」について、令和4年10月1日以降組合員適用となった短時間勤務職員においては、「報酬月額」と読み替えて記入してください
(「(級 号)」の記入は不要です。)

* 「貸付申込月の正規の勤務時間」及び「貸付申込月の休業予定(申請)時間」は、育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業その他病気休暇等により、条例の規定に基づき給料(または報酬)の一部が減額されている場合に記入してください。

※5 貸付 限度 額	普通・医療・入学・ 結婚・葬祭・修学	万円
	住宅・災害 (最低保障額)	(万円)

現在受けている貸付	有 ・ 無
-----------	-------

現在受けている貸付のうち、繰上償還を希望する貸付を下表に記入してください。ただし、今回の貸付申込事由と同一の貸付種類の貸付のみが対象です。

貸付種類	貸付年月日	月末 未償還残高
		円
		円
		円
合計	(A)	円

貸付申込金額	円
借用理由 (具体的に記入)	
貸付種類	・普通・住宅※1() ・在宅介護対応住宅 ・災害(家財・住宅・再) ・医療・入学・修学 ・結婚・葬祭 ・高額医療・出産 (修学貸付 据置する 据置しない)
※2 償還方法	毎月均等償還 ・ ボーナス併用償還
※3 「だんしん」加入 有 無	加入 ・ 非加入
※4 債務返済支援 保険の適用の有無	適用 ・ 非適用
希望送金日	月 15日 ・ 29日

※1 ()へは、住宅貸付の借入事由を具体的に記入

(新築、増改築、修理、宅地購入、住宅購入、土地建物購入等)

※2 貸付額が、普通・医療・入学・修学・結婚・葬祭貸付の場合100万円以上、住宅・災害貸付の場合は300万円以上の場合

は、ボーナス併用償還の選択が可能

※3 「だんしん」に加入する場合は、加入申込書の提出が必要

※4 「だんしん」に加入する者は、必ず選択が必要

※5 裏面に貸付限度額の計算方法があります。

資 金 計 画	自 己 資 金	円
	貸 付 申 込 金 額	円
	左 の (A) の 額	円
	銀 行 等 借 入 額	円
	そ の 他 ()	円
	資 金 計 画 合 計 額	円

上記のとおり、山梨県市町村職員共済組合貸付規則に基づき貸付けを受けたく申込みいたします。

年 月 日

申込人氏名 印

※申込人自ら署名する場合は、押印は不要です。

山梨県市町村職員共済組合貸付規則第8条第5項の規定に基づき、上記の記載事項及び関係書類を確認した結果、上記申し込みは事実と相違なく、適正なものであることを認めます。

年 月 日

山梨県市町村職員共済組合理事長 殿

所属所長 印

事務局長	事務局次長	課長	課員	課員	担当者

伺 上記の貸付申込について下記のとおり決定・通知することとしてよろしいか。

貸付決定金額	円	繰上償還金額	円	差引送金額	円
送金予定日	年 月 日	貸付種類	()	貸付番号	第 号

(裏 面)

1. 普通貸付	見積書又は契約書(写)及び借入状況等申告書																																																																																																
2. 住宅貸付																																																																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付種別</th> <th>新築</th> <th>増改築</th> <th>修理</th> <th>宅地購入</th> <th>住宅購入</th> <th>土地付建物</th> <th>マンション購入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>借入状況等申告書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>物件等の状況調書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>工事請負契約書又は見積書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>売買契約書</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>平面図 (マンション購入の場合は間取り図)</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>立面図</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>—</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築基準法の規定による確認済証又は建築工事届あるいは確認済証不要証明書</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地の公図</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>購入物件の住宅地図</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>基礎工事完了後の写真</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現住所の賃貸借契約書又は住居移転の理由書</td> <td>△</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	貸付種別	新築	増改築	修理	宅地購入	住宅購入	土地付建物	マンション購入	借入状況等申告書	○	○	○	○	○	○	○	物件等の状況調書	○	○	○	○	○	○	○	工事請負契約書又は見積書	○	○	○					売買契約書				○	○	○	○	平面図 (マンション購入の場合は間取り図)	○	○	○		○	○	○	立面図	○	△	—		○	○		建築基準法の規定による確認済証又は建築工事届あるいは確認済証不要証明書	○	○	○			○		土地の公図				○	○	○	○	購入物件の住宅地図				○	○	○	○	基礎工事完了後の写真	○	○	○			○		現住所の賃貸借契約書又は住居移転の理由書	△			○	○	○	○
貸付種別	新築	増改築	修理	宅地購入	住宅購入	土地付建物	マンション購入																																																																																										
借入状況等申告書	○	○	○	○	○	○	○																																																																																										
物件等の状況調書	○	○	○	○	○	○	○																																																																																										
工事請負契約書又は見積書	○	○	○																																																																																														
売買契約書				○	○	○	○																																																																																										
平面図 (マンション購入の場合は間取り図)	○	○	○		○	○	○																																																																																										
立面図	○	△	—		○	○																																																																																											
建築基準法の規定による確認済証又は建築工事届あるいは確認済証不要証明書	○	○	○			○																																																																																											
土地の公図				○	○	○	○																																																																																										
購入物件の住宅地図				○	○	○	○																																																																																										
基礎工事完了後の写真	○	○	○			○																																																																																											
現住所の賃貸借契約書又は住居移転の理由書	△			○	○	○	○																																																																																										
※ ○は必ず必要な書類、△は状況に応じて必要な書類																																																																																																	
3. 災害貸付																																																																																																	
(1) 家財に被害を受けた場合	罹災証明書、災害物件の明細書、見積書、借入状況等申告書																																																																																																
(2) 住宅に被害を受けた場合	罹災証明書、災害物件の明細書、住宅貸付の新築と同様の書類、借入状況等申告書																																																																																																
4. 特別貸付																																																																																																	
(1) 医療貸付	医師の診断証明書、見積書又は領収書及び借入状況等申告書																																																																																																
(2) 入学貸付	合格通知書若しくは入学許可書及び入学案内書(入学金又は授業料が確認できるもの)又は賃借契約書、続柄の確認書類及び借入状況等申告書																																																																																																
(3) 修学貸付	入学許可書若しくは在学証明書及び入学案内書(入学金又は授業料が確認できるもの)又は賃借契約書、続柄の確認書類及び借入状況等申告書																																																																																																
(4) 結婚貸付	見積書、結婚証明書又は案内状及び借入状況等申告書及び借入状況等申告書																																																																																																
(5) 葬祭貸付	埋葬許可書、見積書、故人の除籍謄本及び借入状況等申告書																																																																																																
5. 在宅介護対応住宅貸付	要介護者に配慮した構造部分の工事の見積書及び借入状況等申告書																																																																																																
6. 高額医療貸付・出産貸付については、ご確認ください。																																																																																																	
※ 上記添付書類のほか、必要に応じてその他の書類を提出していただきます。																																																																																																	

限度額計算式

1. 普通・災害家財・医療・入学・結婚・葬祭貸付																													
(1) 計算式	給料月額×6																												
(2) 最高限度額	医療貸付以外は2,000,000円、医療貸付は1,000,000円																												
2. 住宅・災害住宅・災害再貸付																													
(1) 計算式	下表1の組合員期間に応じた月数を給料月額に乗じた金額、又は下表2の組合員期間に応じた最低保障額																												
表1	表2																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以上 6年未満</td> <td>7月</td> </tr> <tr> <td>6年以上 11年未満</td> <td>15月</td> </tr> <tr> <td>11年以上 16年未満</td> <td>22月</td> </tr> <tr> <td>16年以上 20年未満</td> <td>28月</td> </tr> <tr> <td>20年以上 25年未満</td> <td>43月</td> </tr> <tr> <td>25年以上 30年未満</td> <td>60月</td> </tr> <tr> <td>30年以上</td> <td>69月</td> </tr> </tbody> </table>	組合員期間	月数	1年以上 6年未満	7月	6年以上 11年未満	15月	11年以上 16年未満	22月	16年以上 20年未満	28月	20年以上 25年未満	43月	25年以上 30年未満	60月	30年以上	69月	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>最低保障額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年未満</td> <td>1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>3年以上 7年未満</td> <td>4,000,000円</td> </tr> <tr> <td>7年以上 12年未満</td> <td>7,000,000円</td> </tr> <tr> <td>12年以上 17年未満</td> <td>9,000,000円</td> </tr> <tr> <td>17年以上</td> <td>11,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	組合員期間	最低保障額	3年未満	1,000,000円	3年以上 7年未満	4,000,000円	7年以上 12年未満	7,000,000円	12年以上 17年未満	9,000,000円	17年以上	11,000,000円
組合員期間	月数																												
1年以上 6年未満	7月																												
6年以上 11年未満	15月																												
11年以上 16年未満	22月																												
16年以上 20年未満	28月																												
20年以上 25年未満	43月																												
25年以上 30年未満	60月																												
30年以上	69月																												
組合員期間	最低保障額																												
3年未満	1,000,000円																												
3年以上 7年未満	4,000,000円																												
7年以上 12年未満	7,000,000円																												
12年以上 17年未満	9,000,000円																												
17年以上	11,000,000円																												
※ 災害再貸付は、500,000円加算																													
(2) 最高限度額	住宅、災害住宅貸付は18,000,000円、災害再貸付は19,000,000円																												

借入状況等申告書

1. 借入状況

※他の金融機関等からの借入状況の有無について、必ずどちらかに○印をしてください。

住宅金融支援機構	有・無	銀行	有・無	その他公庫	有・無	労働金庫	有・無
信用金庫	有・無	信用組合	有・無	消費者金融	有・無	信販会社	有・無
地方公共団体による住宅融資等	有・無	互助会	有・無	個人	有・無	その他	有・無

※上記で「有」に○印したのものについて、以下に記入してください。

他の金融機関等からの借入状況記載欄									
借入先	既借入分					新規借入分			
	借入日	借入額(万円)	現在の残高(円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)	借入日	借入額(万円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)
計				(A)	(F)			(B)	(G)

共済組合からの借入状況記入欄									
貸付種類	既借入分					新規借入分			
	借入日	借入額(万円)	現在の残高(円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)	借入日	借入額(万円)	毎月の償還額(円)	ボーナスの償還額(円)
計				(C)	(H)			(D)	(I)

毎月の償還額 (A) + (B) + (C) + (D) = 円 (E)

ボーナス償還額 (F) + (G) + (H) + (I) = 円 (J)

2. 給料月額に対する毎月の償還額の割合

毎月の償還額 (E)	給料月額 (K)	貸付申込月の正規勤務時間 (X) *	貸付申込月の休業予定時間 (Y) *	割合 [E ÷ (K × (1 - (Y ÷ X))) × 100]
円	円	時間	時間	%

* 貸付申込月の正規勤務時間 (X) 及び貸付申込月の休業予定時間 (Y) は、部分休業中の場合に記入してください。

※ 給料月額 (K) に対する毎月の償還額 (E) の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。

※ 令和4年10月1日以降組合員適用となった短時間勤務職員については、給料を「報酬」と読み替えて記入してください。

※ 部分休業中の場合は、減額後の給料(または報酬)月額 (K × (1 - Y/X)) に対する毎月の償還額 (E) の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。

3. 年収額に対する年間償還額の割合

年間償還額 {E × 12 + J × 2} (L)	年収額 {K × 12 + K × 4} (M)	割合 [L ÷ (M × (1 - (Y ÷ X))) × 100]
円	円	%

※ 年収額 (M) に対する年間償還額 (L) の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。

※ 部分休業中の場合は、減額後の年収額 (M × (1 - Y/X)) に対する年間償還額 (L) の割合が、30%を超える場合は、貸付ができません。

私の借入状況は上記事実に相違ないことを申告し、以下の事項について同意します。

- この申告について、所属所長が確認すること。
- 裏面の記入上の注意を確認し、これに従うこと。
- この申告と相違する場合は、共済組合の即時償還命令に従います。

年 月 日

山梨県市町村職員共済組合理事長 様

申込人氏名

印

※申込人自ら署名する場合は、押印は不要です。

(裏面)

記 入 上 の 注 意

- ① 申込人は、1～3の状況についてすべて記載してください。
- ② 「1. 借入状況」中、他の金融機関等からの借入状況記入欄の既借入分については、申込日現在において他の金融機関等から借入れをしているすべてのものについて記入してください。
また、同中、他の金融機関等からの借入状況記入欄の新規借入分については、今回の共済組合貸付と同一事由により、住宅金融支援機構、銀行等から借入れを行うすべてのものについて記入してください。
- ③ 他の金融機関等から既に借り入れている場合又は新規借入をする場合は、申込日の属する月の弁済額が確認できる書類（融資決定通知書、償還表等）の写しを添付してください。
また、以前に共済組合から貸付けを受けたときに申告した他の金融機関等からの借入れが完済した場合は、その完済がわかる書類（完済証明、登記簿謄本（乙区欄）等）の写しを添付してください。
- ④ 「1. 借入状況」中、共済組合からの借入状況記入欄の毎月の償還額については、早見表による金額を記入してください。
- ⑤ 申込人が連帯債務を負っている借入金がある場合又は申込人が連帯債務者として新規の借入れを行う場合も、この「借入状況」に記入してください。
この場合は、申込人が実際に支払う額にかかわらず、債権者に支払うべき毎月の返済額の1/2及びボーナス時の返済額の1/2の金額をそれぞれ「毎月の償還額」及び「ボーナスの償還額」として記入してください。
(連帯債務者が3人以上いる場合も、債権者に支払うべき額の1/2を記入してください。)
- ⑥ 2. 「給料月額に対する毎月の償還額の割合」中、当月の正規勤務時間(X)及び当月の休業予定時間(Y)は、育児短時間勤務、育児部分休業、修学部分休業、高齢者部分休業その他病気休暇等により条例の規定に基づき給料(または報酬)の一部が減額されている場合に記入してください。
- ⑦ 2. 「給料月額に対する毎月の償還額の割合」について、給料(または報酬)月額(部分休業等により減額されている場合には減額後の給料(または報酬)月額)に対する毎月の償還額の割合が30%を超えている場合には、貸付けを行いません。
- ⑧ 3. 「年収額に対する年間償還額の割合」について、年収額に対する年間償還額の割合が30%を超えている場合には、貸付けを行いません。
また、年間償還額は、毎月の償還額の1.2倍にボーナスの償還額の2倍を加えた額としてください。
年収額は、給料(または報酬)月額(部分休業等により減額されている場合には減額後の給料(または報酬)月額)の1.2倍にボーナスの額(実支給額にかかわらず給料(または報酬)月額(部分休業等により減額されている場合には減額後の給料(または報酬)月額)の4倍)を加えた額として記入してください。
- ⑨ 給料(または報酬)の全部の支給が停止されているとき又は懲戒処分により給料(または報酬)の一部の支給が停止されているときは、貸付けを行いません。
- ⑩ 給与(もしくは報酬)の差押を受けている間は、貸付けを行いません。
- ⑪ 必要に応じてその他確認資料の提出を求めることがあります。